

「第353回 判例・事例研究会」

テーマ：委託者に対する使用者責任の規定（民法第715条）の適用の可否

日 時	令和2年9月23日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽介

【事例】

問題の所在	委託者は、受託者の従業員が行った不法行為について使用者責任を負うか。
参考判例	<p>● 最判昭和37年12月14日民集16巻12号2368頁 「元請負人が下請負人に対し、工事上の指図をしもしくはその監督のもとに工事を施行させ、その関係が使用者と被用者との関係またはこれと同視しうる場合において、下請負人がさらに第三者を使用しているとき、その第三者が他人に加えた損害につき元請負人が民法七一五条の責任を負うべき範囲については、下請工事の附随的行為またはその延長もしくは外形上下請負人の事業の範囲内に含まれるとされるすべての行為につき元請負人が右責任を負うものと解すべきではなく、右第三者に直接間接に元請負人の指揮監督関係が及んでいる場合になされた右第三者の行為のみが元請負人の事業の執行についてなされたものというべきであり、その限度で元請負人は右第三者の不法行為につき責に任ずるものと解するのを相当とする。」</p> <p>→ 下請人の従業員の行為が、下請負業自体の執行ではなく、ただそれと密接な関係にあるため外形上同人の事業の執行の範囲内に含まれるといえるにすぎないとして、元請負人の使用者責任を否定した。</p> <p>● 最判昭和45年2月12日判時591号61頁 「本件についてこれをみるに、原審の確定した事実関係によれば、本件工事の元請負人の地位にある上告会社は、その社員で土木技術者の訴外内田恒則を工事の責任者として現場に詰めさせて、下請負人である訴外佐藤徳之の工事施行を指揮監督させていたばかりでなく、右佐藤の被用者で工事の現場責任者である訴外山崎鋤身に対しても上告会社の直接の被用者と同様の指揮監督をしていた、というのであるから、本件事故の発生状況につき原審の認定した事実関係のもとにおいては、上告会社は、その被用者と同視すべき右山崎が上告会社の業務執行中その過失により右事故を惹起したも</p>

のとして、上告会社の損害賠償責任を肯定した原判決（その引用する第一審判決を含む）の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。」として使用者責任を肯定した。

● 東京高判昭和53年8月28日判タ372号136頁

下請負人は、被用者の雇用については元請負人の指示、干渉を受けず、自由に行い、また、選任後の監督についても、元請負人が被用者に対して直接的に指揮監督権を行使したことがなかったとしつつ、元請負人と下請負人の関係が使用関係もしくはこれと同視し得る関係にあり、下請負人が零細な業者であり、元請負人の指示に多少の無理があっても従わざるを得ない立場に置かれていたことが推測され、元請負人が下請負人に対して業務の執行につき指示を与えれば、下請負人を通じて被用者に対し容易に指揮監督関係を及ぼし得る状況にあったなどとして、元請負人の使用者責任を肯定した。

● 東京地判平成19年2月8日判タ1262号270頁

エステティックサロンを営んでいるYが、インターネット上のウェブサイトを通じてXらから提供されたXらの個人情報を、インターネット上において第三者による閲覧可能な状態に置いたところ、実際に第三者がこれを閲覧して個人情報を流出させたことにより、Xらのプライバシーが侵害されたとして、慰謝料等の支払請求がなされた事案において、YとZの関係につき、Zはインターネット業者として専門的技術的知識を有するものであるが、ZはYにより決定された内容を実現するために専門的技術的知識を提供するに過ぎず、Yは本件ウェブサイトの管理を主体的に行い、Zに委託したコンテンツの内容の更新、修正作業等についても実質的に指揮監督していたものと認定し、Yの使用者責任を認めた。

● 最判平成29年10月23日判タ1442号46頁（ベネッセ個人情報流出事件）

この判例では、委託者であるベネッセと受託者の共同不法行為が認められたため、使用者責任の判断には及ばなかった。

以上